別表第五号（第９条第４項関係）

水平補強信号は、第５条で規定する映像電波の周波数帯域幅で制限される水平帯域以上の水平周波数高域成分により、水平補強信号副搬送波を搬送波抑圧振幅変調したもののうち下側波帯とした信号を、走査するラインごとにラインの始まりから交互に極性を反転させると同時に、前のフレームの同じ位置のラインとも極性が反転するように処理した信号とする。

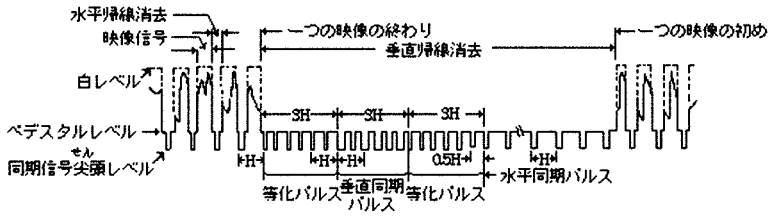
注１　水平補強信号副搬送波の周波数は、色信号副搬送波の７分の16の周波数とし、振幅は、１とする。

２　別表第八号に示すＢ１後縁の立ち下がりにおける振幅値の50%点直後の、カラーバーストの位相に対して57度遅れた位相の色信号副搬送波の振幅が最大となる位置において、水平補強信号副搬送波は、立ち上がりの零クロスとする。

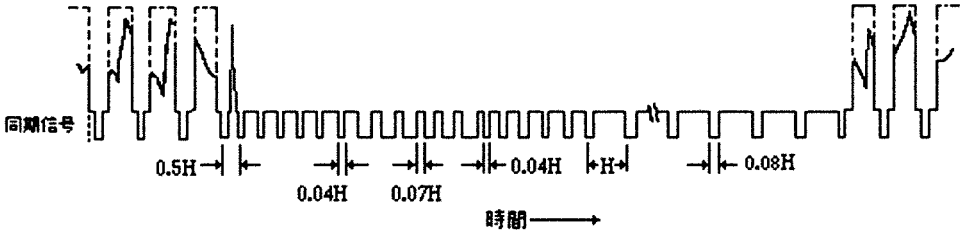
３　極性反転は、最初のフィールドの標準テレビジョン文字多重放送の標準方式別図第一号に示す第nHの水平走査期間に重畳されるラインと次のフィールドの第（ｎ＋263）Ｈの水平走査期間に重畳されるラインの極性が一致するように行われるものとする。この場合において、基準フレームの最初のフィールドの第53Hの水平走査期間に重畳されるラインの極性を正とする。

別表第六号（第10条第１項関係）

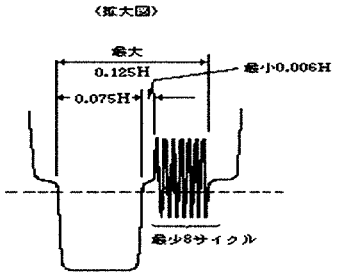
⑴　最初のフィールド



⑵　次のフィールド



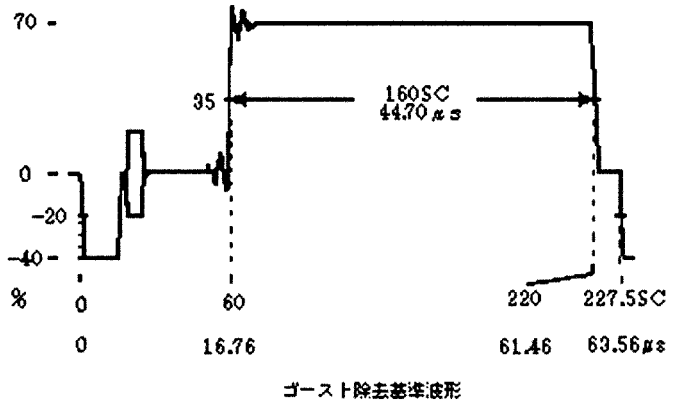
⑶　水平同期パルス及びカラーバースト



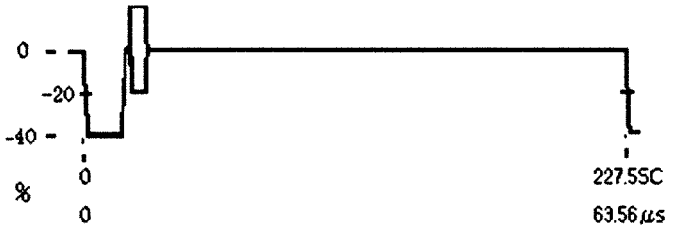
注　Hは、一つの走査線の初めから次の走査線の初めまでの時間とする。

別表第七号（第10条第６項関係）

⑴　ゴースト除去基準信号は、ゴースト除去基準波形とペデスタル波形から成り、次図に示すものとする。



ゴースト除去基準波形



ペデスタル波形

注１　振幅値は、ペデスタルレベルを０、映像信号の白レベルを＋100としたときの値とする。

２　時間軸は、水平同期パルスの立ち下がりにおける振幅値の50%点を基準とする。

３　ＳＣは、$\frac{1}{3.579545}\mu s$とする。

４　ゴースト除去基準波形の立ち上がりは、sinX／Ｘを積分した特性とし、そのナイキスト周波数は、4.177447MHzとする。

５　ゴースト除去基準波形の立ち下がりは、$\sin^2 X$特性とし、振幅値の90%点から10%点までの時間は、0.25μsとする。

⑵　ゴースト除去基準信号は、標準テレビジョン文字多重放送の標準方式別図第一号に示す垂直帰線消去期間における第18H及び第281Hの水平走査期間に重畳するものとし、その重畳方法は、次表のとおりとする。

フィールド番号	1	2	3	4	5	6	7	8
水平走査期間番号	18	281	18	281	18	281	18	281
波　　形	GCR	PED	GCR	PED	PED	GCR	PED	GCR

ペデスタル波形
ゴースト除去基準波形